

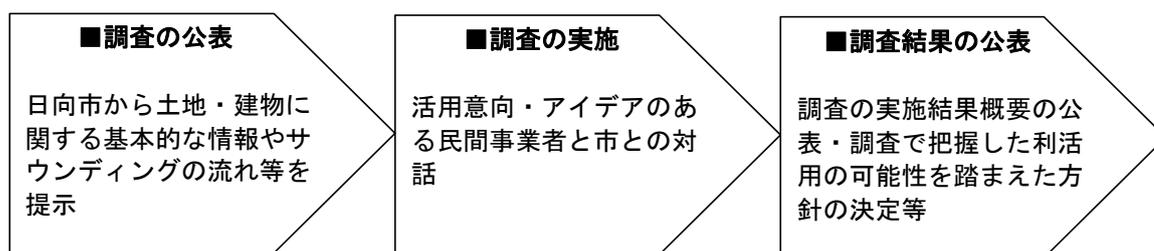
# 市有地の利活用に係るサウンディング型市場調査 実施要領

## 1 サウンディング型市場調査の名称

市有地の利活用に係るサウンディング型市場調査

\* サウンディング型市場調査（以下「調査」という。）とは、市有地等の有効活用に向けた検討に際して、その活用方法等について民間事業者から広く意見、提案を求め、対話を通して市場性等を把握する調査のことです。

### 【調査の流れ】



## 2 調査の概要

### (1) 調査の目的

人口減少や少子高齢化の進展、急速に進むデジタル化、自然災害のリスク増大など、多様化・複雑化する行政需要の対応に加え、不安定な国際情勢の影響による物価高など、社会的要因による行政課題は山積しています。

このような状況の中、今後も持続可能な行政運営を行っていくためには、限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を効果的・効率的に活用し、健全な財政運営の維持に努めていくことが求められます。

令和7（2025）年1月に策定した「第3次日向市行財政改革大綱」では、健全な財政基盤の維持を目指す公共施設マネジメントの取組として、遊休公共施設の有効活用を位置付け、普通財産の土地等の譲渡や貸付などの処分を推進することとしています。

つきましては、本調査では、民間事業者の皆様との対話を通して、現在十分な利活用を図ることができていない市有地の市場性の有無や利活用のアイデアを把握することにより、様々な手法を検討し、今後の利活用の方針の決定等に活かしていくことを目的とします。

### (2) スケジュール

日 程	内 容
令和 8年 2月18日（水）	調査実施要領の公表
3月 6日（金）	参加申込締切
3月17日（火）～	企画提案書の提出・調査※の実施
3月下旬	調査結果（概要）の公表

※調査については、オンライン会議で実施します。

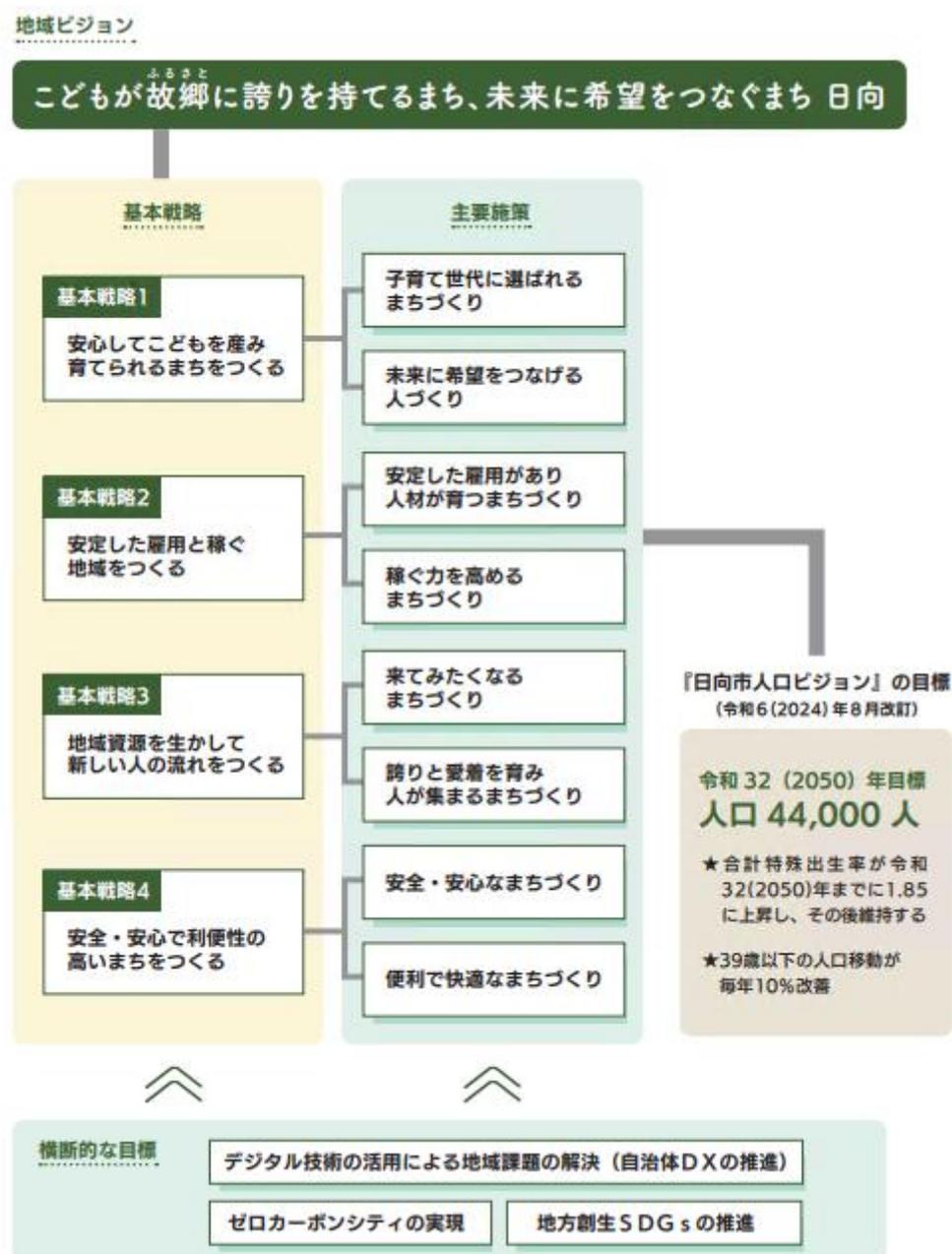
### 3 調査対象

別紙「案件概要図」のとおり。

### 4 利活用に関する市の考え方

市有地の利活用にあたっては、土地の一体的または部分的に譲渡または貸付のほか、PFI手法等の公民連携事業により、「第3次日向市総合計画」や「第3次日向市総合戦略」に掲げる重点戦略の実現に資する事業の実施を想定しています。

【参考】第3次日向市総合計画の重点戦略（「第3次日向市総合計画」より抜粋）



※ その他計画の詳細については、市ホームページ (<http://www.hyugacity.jp>) にてご確認ください。

計画名	掲載場所・アドレス
第3次日向市総合計画	政策・計画＞日向市総合計画 <a href="https://www.hyugacity.jp/sp/display.php?cont=250602183152">https://www.hyugacity.jp/sp/display.php?cont=250602183152</a>
第3次日向市総合戦略	政策・計画＞「日向市人口ビジョン・総合戦略」 <a href="https://www.hyugacity.jp/display.php?cont=250616111255">https://www.hyugacity.jp/display.php?cont=250616111255</a>
第3次日向市行財政改革大綱	行財政改革・行政経営＞行財政改革大綱 <a href="https://www.hyugacity.jp/sp/display.php?cont=250131144950">https://www.hyugacity.jp/sp/display.php?cont=250131144950</a>

## 5 調査の実施方法等

### (1) 調査への参加資格

利活用の実施主体となる意向を有する以下の参加資格を満たす法人または法人によるグループとします。

(参加資格)

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 役員等が日向市暴力団排除条例（平成23年日向市条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団関係者でない者であること。

### (2) 調査への参加申込

調査への参加を希望される民間事業者の皆様におかれましては、別紙参加申込書を電子メールにて送付してください。

申込期限	令和8年3月6日（金）17時まで
申込先	日向市総合政策部総合政策課政策推進係 電子メールアドレス：sougou@hyugacity.jp 問い合わせ電話番号：0982-52-2111（内線2214） ※ メールの件名は「市有地利活用調査参加申込」と記載し、必要事項を記載した参加申込書を添付してください。

### (3) 調査の内容

- ① 主な内容（一部の項目・内容に関する提案でも構いません。）
  - ア 市有地の活用について
    - ・ 利活用のコンセプトや概要
    - ・ 土地に対する利活用部分（土地全部使用、一部の使用等）
    - ・ 利活用に際しての土地の所有形態（購入または賃貸の別と価格水準等）
    - ・ 事業スケジュール
    - ・ 事業費、資金計画
  - イ 地域貢献等について
    - ・ 地域（市全域及び地元）への経済波及効果
    - ・ 地元の住環境（交通量・騒音等）への配慮
  - ウ 利活用にあたっての課題・市に期待する支援措置等について
  - エ その他の利活用に関する提案について

## ② 調査の進め方

### ア 企画提案書の作成・提出

民間事業者の皆様により上記（３）①の項目に関する企画提案書（様式・枚数は自由）の作成・提出をお願いします。

なお、調査当日は、企画提案書をもとにご説明をいただき、その後、市からの質問等を行います（説明と質問等をあわせて１者あたり概ね１時間程度）。

提出期限	調査実施日の前日１７時まで
提出先	日向市総合政策部総合政策課政策推進係 電子メールアドレス：sougou@hyugacity.jp 問い合わせ電話番号：0982-52-2111（内線 2214） ※ メールのはじめの件名は「市有地利活用調査企画提案書」と記載し、 企画提案書の電子データを添付してください。

### イ 調査の実施日時

- 日時 （２）参加申込書をもとに別途調整し、オンライン会議の要領等とあわせて、担当者宛に連絡します。

（調査の実施日）令和８年３月１７日（火）午後、１８日（水）午前、  
１９日（木）午前 のいずれか

## 6 留意事項

### （１）参加及び調査内容の取り扱い

- ① 調査への参加実績は、今後の入札や事業者公募等における評価の対象とはなりません。
- ② 調査は参加者のアイデア及びノウハウ保護のため個別に行います。
- ③ 調査内容は、今後の検討において参考とさせていただきます。

なお、参加者及び市の対話内容については、対話時点での想定のものとして取り扱いますので、予めご了承ください。

### （２）調査に関する費用

調査への参加に要する費用（資料・書類作成、対話への参加費用等）については、参加事業者の負担としますのでご了承ください。

### （３）調査実施後の協力

必要に応じて追加の調査（文書照会含む）やアンケート等を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

### （４）実施結果の公表

- ① 調査の実施結果については、概要をホームページ等で公表します。  
公表にあたっては、事前に参加者に内容の確認を行います。
- ② 参加者の名称及び企業ノウハウに係る内容は公表しません。  
ただし、「日向市情報公開条例」の規定に基づき公開の対象となることがあります。